

# 社会福祉法人 うらわ学園

## 事業継続計画（BCP）

—新型コロナウイルス等感染症発生時編—

令和5年12月策定（第1版）

法人名	社会福祉法人うらわ学園
種別	指定障害福祉サービス事業所
代表者・管理者	理事長 平沼 智
所在地	さいたま市浦和区領家1-5-20
電話番号	048(886)7210
FAX番号	048(886)7963

# 新型コロナウイルス感染症等の発生時における業務継続計画

社会福祉法人うらわ学園

## 第 I 章 総 則

### 1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症等の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

### 2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

### 3 主管部門

本計画の主管部門は、保健 PT とする。

## 第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

### 1 対応主体

理事長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

### 2 対応事項

#### (1) 感染症対応推進体制の構成メンバー

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限、役割）
理事長	・対策本部長 ・対策本部組織の統括 ・緊急対応に関する意思決定
園長、事務長	・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
各サービス管理責任者	・感染者の確認及び対策本部長への報告・職員の勤務の確保
保健 PT	・感染者と非感染者の隔離方法の検討。 ・行政機関への報告 ・消毒液等の備蓄品の確保
各主任	・ご家族への連絡・報告 ・非感染者への対応方法の検討。 ・情報収集
むつみ会 PT	・職員の食事等の確保

#### (2) 感染防止に向けた取組の実施

- ① 最新情報の収集及び国・県・市の動向の確認
- ② 基本的な感染症対策の徹底
- ③ 職員及び利用者の体調管理
- ④ 施設内出入り者の管理

#### (3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保

#### (4) 研修・訓練の実施

定期的に研修、訓練を実施し、業務継続計画（BCP）の見直しを行う。

- ・業務継続計画（BCP）を職員で共有
- ・業務継続計画（BCP）の内容に関する研修
- ・業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練

#### (5) 業務継続計画（BCP）の検証・見直し

## 第Ⅲ章 初動対応

### 1 対応主体

理事長の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役 割	担当者
全体統括	理事長
医療機関、受信・相談センターへの連絡	事務長
利用者家族等への情報提供	各サービス管理責任者
感染拡大防止対策に関する統括	各主任

### 2 対応事項

初動対応は以下の通り。

項 目	対応事項
(1) 第1報	<input type="checkbox"/> 管理者へ報告 ・利用者の中に発熱、咳、倦怠感等のある感染疑い者を発見したときには、理事長に報告を行い、指示を受ける。 ・理事長は、マニュアル等に基づき感染拡大防止対策に関する統括（各主任）に連絡し、感染拡大防止に努める。 <input type="checkbox"/> 地域での身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 ・感染疑い者が発見されたときには、学園医である古藤医師に連絡・相談を行い、指示を受ける。 ・新型コロナウイルス健康相談センター（帰国者・接触者相談センター）に相談を行い、指示を受ける。 さいたま市保健所 電話048(840)2229 <input type="checkbox"/> 施設内・法人内の情報共有 ・感染疑い者が発生したことを職員間に周知する。 <input type="checkbox"/> 指定権者への報告 さいたま市障害政策課 電話048(829)1309 <input type="checkbox"/> 家族への報告 ・利用者のご家族に感染疑い者が発生していることを報告する。
(2) 感染疑い者への対応	<input type="checkbox"/> 感染者（ご利用者及び職員とも）は、利用休止とする。
(3) 消毒・清掃等の実施	<input type="checkbox"/> 場所（共用スペース等）、方法の確認 ・感染疑い者が活動していた場所を特定して、消毒を行う。消毒の方法はさいたま市保健所の指示に基づいて行う。 ・消毒は、作業室だけではなく、とびら、トイレなどご利用者が直接触れたと思われる個所は丁寧にふき取りによる消毒作業を行う。

## IV章 感染拡大防止体制の確立

### 1 対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者
全体統括	理事長
関係者への情報共有	事務長・事務室
感染拡大防止対策に関する統括	保健 PT
勤務体制・労働状況	各サービス管理責任者
情報発信	各主任

### 2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
(1) 保健所との連携	<input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ ・感染拡大を防ぐために、保健所等の指導を受け、感染拡大防止対策を講じる。 ・さいたま市保健所 新型コロナウイルスワクチン対策室 電話 048 (767) 7397
(2) 濃厚接触者への対応	<b>【利用者】</b> <input type="checkbox"/> 自宅待機 ・自宅にて、検温、咳、のどの違和感、嘔吐、倦怠感、味覚・臭覚の異常などの体調不良の有無を常時確認する。 <b>【職員】</b> <input type="checkbox"/> 自宅待機 ・自宅にて、検温、咳、のどの違和感、嘔吐、倦怠感、味覚・臭覚の異常などの体調不良の有無を常時確認し、電話で報告をする。 ・自宅待機期間が終了したら、業務復帰の前に再度 PCR 検査を実施する。
(3) 防護具、消毒液等の確保	<input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認 ・保健 PT が備蓄状況を確認し、必要数の調達計画を <input type="checkbox"/> 調達先・調達方法の確認
(4) 情報共有	<input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有 ・感染者等もしくは疑いのある者が発生した場合は、全体統括者の理事長に第1報を入れる。 <input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有自治体（指定権者・保健所）との情

	<p>報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者等もしくは疑いのある者が発生した場合は、ご家族に連絡をする。</li> </ul>
<p>(5) 過重労働・メンタルヘルス対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 労務管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の自宅待機等により、職員数が減少し、時間外勤務が続くなどの恐れがあるので、休憩時間を確保できるように最大限の取り組みを行う。</li> <li>・職員の不安等の解消のために相談員が対応できるようにする。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 長時間労働対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の人員不足が生じた場合に、休暇等が取れない状況が生じる恐れがあるので、できる限り分散して業務にあたるように配置を考慮する。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者は、職員からの声をいつでも聴けるように配慮する。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口として、訪印の規定に基づくハラスメント対応委員会を設置し、相談の窓口とする。</li> </ul> </li> </ul>
<p>(6) 情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材 対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への説明は、園長（管理者）が行う。</li> </ul> </li> </ul>